

株式会社大阪取引所における上海天然ゴム先物取引の上場に伴う
「業務方法書」等の一部改正について

I. 改正趣旨

株式会社大阪取引所における上海天然ゴム先物取引の上場に伴い、「業務方法書」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

(備 考)

(1) 用語の定義

- | | |
|--|---|
| ・清算値段について、上海天然ゴム先物取引等の限月現金決済先物取引等における清算数値の定義を追加する。 | 業務方法書第73条の31の3並びに先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）第20条の3第2号及び第22条第2号 |
| ・約定値段について、上海天然ゴム先物取引等の限月現金決済先物取引等における約定数値の定義を追加する。 | 業務方法書第73条の31の4並びに証拠金規則第20条の3第2号及び第22条第2号 |
| ・日中清算値段について、上海天然ゴム先物取引等の限月現金決済先物取引等における日中清算数値の定義を追加する。 | 証拠金規則第20条の3第2号 |
| ・緊急清算値段について、上海天然ゴム先物取引等の限月現金決済先物取引等における緊急清算数値の定義を追加する。 | 証拠金規則第22条第2号 |

(2) 清算値段等の決定方法

- | | |
|--|-------------------------------------|
| ・上海天然ゴム先物取引の清算数値、日中清算数値及び緊急清算数値の決定方法について定める。 | 業務方法書の取扱い第21条並びに証拠金規則の取扱い第2条の5及び第4条 |
|--|-------------------------------------|

(3) 手数料

- | | |
|--|-------------|
| ・上海天然ゴム先物取引の清算手数料について定める。
清算手数料（取引／最終決済）：9円／68円 | 手数料に関する規則別表 |
|--|-------------|

(4) その他

- ・その他所要の改正を行う。

業務方法書第73条の31の3、第73条の31の4、第73条の31の58、第73条の31の59、第73条の31の62及び第73条の44第4項並びに証拠金規則第20条の3第2号及び22条第2号並びに業務方法書の取扱い第21条並びに証拠金規則の取扱い第2条の5第3項及び第4条第3項

III. 施行日

1. 2025年5月26日から施行する。
2. 前1. にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、2025年5月26日以後の当社が定める日から施行する。

以 上

株式会社大阪取引所における上海天然ゴム先物取引の上場に伴う
「業務方法書」等の一部改正について

目次

(ページ)

1	業務方法書の一部改正新旧対照表	1
2	先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表	5
3	業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	8
4	先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	10
5	手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	13

業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算値段)</p> <p>第73条の31の3 当社は、取引日（指定市場開設者が商品先物取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）ごとに、商品先物取引の各限月取引<u>及び各限日取引</u>について、当社が定めるところにより、<u>清算値段（限月現金決済先物取引（指定市場開設者が定める限月現金決済先物取引をいう。以下同じ。）及び限日現金決済先物取引（指定市場開設者が定める限日現金決済先物取引をいう。以下同じ。）にあつては、清算数値。以下同じ。）</u>を定める。</p> <p>（約定値段と清算値段との差に相当する金銭の授受）</p> <p>第73条の31の4 商品先物取引における約定値段<u>（限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引にあつては、約定数値）</u>と当該取引契約締結を行った取引日の清算値段とを比較して差を生じたときは、商品先物等清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。</p> <p>（限月現金決済先物取引の最終決済に伴う金銭の授受）</p> <p>第73条の31の58 限月現金決済先物取引における最終決済（指定市場開設者が定める最終決済をいう。）において、最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。以下同じ。）と取引最終日（指定市場開設者が限月現金決済先物取引に関し定める取引最終日をいう。）の<u>清算数値</u>とを比較して差を生じたときは、商品先物等清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済</p>	<p>(清算値段)</p> <p>第73条の31の3 当社は、取引日（指定市場開設者が商品先物取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）ごとに、商品先物取引の各限月取引について、当社が定めるところにより、清算値段を定める。</p> <p>（約定値段と清算値段との差に相当する金銭の授受）</p> <p>第73条の31の4 商品先物取引における約定値段と当該取引契約締結を行った取引日の清算値段とを比較して差を生じたときは、商品先物等清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。</p> <p>（限月現金決済先物取引の最終決済に伴う金銭の授受）</p> <p>第73条の31の58 限月現金決済先物取引<u>（指定市場開設者が定める限月現金決済先物取引をいう。以下同じ。）</u>における最終決済（指定市場開設者が定める最終決済をいう。）において、最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。以下同じ。）と取引最終日（指定市場開設者が限月現金決済先物取引に関し定める取引最終日をいう。）の<u>清算値段</u>とを比較して差を生じ</p>

期日（指定市場開設者が定める限月現金決済先物取引における最終決済期日をいう。）において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時まで、金銭を受領する商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（限日現金決済先物取引の決済に伴う金銭の授受）

第73条の31の59 限日現金決済先物取引において、商品先物等清算参加者は、次の各号に掲げる金銭の合計額を、ロールオーバー（指定市場開設者が定めるロールオーバーをいう。以下この節において同じ。）若しくは第73条の31の2第1項及び第2項に規定する申告が行われた取引日の翌日又は希望受渡し（指定市場開設者が定める希望受渡しをいう。以下同じ。）が合意された取引日の翌日に、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時まで、金銭を受領する商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(1) 当該取引日の終了時にロールオーバーが行われた建玉にあつては、次のa及びbに掲げる金銭

a 当該取引日に成立した取引による建玉について、その約定数値と当該取引日の清算数値との差に相当する金銭

b 当該取引日より前に成立した取引による建玉について、当該取引日の清算数値とその前取引日の清算数値との差に相当する金銭

(2) 第73条の31の2第1項及び第2項に規定する申告が行われた建玉にあつては、次のa及びbに掲げる金銭

a 当該申告が行われた取引日に成立した取

たときは、商品先物等清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済期日（指定市場開設者が定める限月現金決済先物取引における最終決済期日をいう。）において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時まで、金銭を受領する商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（限日現金決済先物取引の決済に伴う金銭の授受）

第73条の31の59 限日現金決済先物取引（指定市場開設者が定める限日現金決済先物取引をいう。以下同じ。）において、商品先物等清算参加者は、次の各号に掲げる金銭の合計額を、ロールオーバー（指定市場開設者が定めるロールオーバーをいう。以下この節において同じ。）若しくは第73条の31の2第1項及び第2項に規定する申告が行われた取引日の翌日又は希望受渡し（指定市場開設者が定める希望受渡しをいう。以下同じ。）が合意された取引日の翌日に、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時まで、金銭を受領する商品先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(1) 当該取引日の終了時にロールオーバーが行われた建玉にあつては、次のa及びbに掲げる金銭

a 当該取引日に成立した取引による建玉について、その約定値段と当該取引日の清算値段との差に相当する金銭

b 当該取引日より前に成立した取引による建玉について、当該取引日の清算値段とその前取引日の清算値段との差に相当する金銭

(2) 第73条の31の2第1項及び第2項に規定する申告が行われた建玉にあつては、次のa及びbに掲げる金銭

a 当該申告が行われた取引日に成立した取

引による建玉について、当該取引の約定数値と当該申告に係る取引の約定数値との差に相当する金銭

b 当該申告が行われた取引日より前に成立した取引による建玉について、前取引日の清算数値と当該申告に係る取引の約定数値との差に相当する金銭

(3) 希望受渡しが合意された建玉にあつては、次の a 及び b に掲げる金銭

a 当該合意がされた取引日に成立した取引による建玉について、当該取引の約定数値と当該取引日の清算数値との差に相当する金銭

b 当該合意がされた取引日より前に成立した取引による建玉について、前取引日の清算数値と当該取引日の清算数値との差に相当する金銭

(清算値段の算出が不能等の場合の責任の所在)

第73条の31の62 商品先物等清算参加者は、清算値段の算出の不能、遅延、誤り又は最終清算値段(限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引にあつては、最終清算数値)の変更により損害を被った場合においても、当社及び指定市場開設者に対してその損害の賠償請求をすることができない。

(建玉の移管)

第73条の44 (略)

2・3 (略)

4 第3条第2項第3号、第4号の2、第5号及び第6号の2に掲げる清算対象取引に係る建玉の移管は、当該建玉の移管が行われる日の前日に終了する取引日(指定市場開設者が先物・オプション取引に関し定める取引日をいう。以下同じ。)における各限月取引(指定市場開設者が先物・オプション取引に関し定める限月取引をいう。以下同じ。)の清算値段若しくは清算数値又は各限日取引の清算数値を約定値段又は約定数値として行われるものとする。

5 (略)

引による建玉について、当該取引の約定値段と当該申告に係る取引の約定値段との差に相当する金銭

b 当該申告が行われた取引日より前に成立した取引による建玉について、前取引日の清算値段と当該申告に係る取引の約定値段との差に相当する金銭

(3) 希望受渡しが合意された建玉にあつては、次の a 及び b に掲げる金銭

a 当該合意がされた取引日に成立した取引による建玉について、当該取引の約定値段と当該取引日の清算値段との差に相当する金銭

b 当該合意がされた取引日より前に成立した取引による建玉について、前取引日の清算値段と当該取引日の清算値段との差に相当する金銭

(清算値段の算出が不能等の場合の責任の所在)

第73条の31の62 商品先物等清算参加者は、清算値段の算出の不能、遅延、誤り又は最終清算値段の変更により損害を被った場合においても、当社及び指定市場開設者に対してその損害の賠償請求をすることができない。

(建玉の移管)

第73条の44 (略)

2・3 (略)

4 第3条第2項第3号、第4号の2、第5号及び第6号の2に掲げる清算対象取引に係る建玉の移管は、当該建玉の移管が行われる日の前日に終了する取引日(指定市場開設者が先物・オプション取引に関し定める取引日をいう。以下同じ。)における各限月取引(指定市場開設者が先物・オプション取引に関し定める限月取引をいう。以下同じ。)の清算値段若しくは清算数値又は各限日取引の清算値段を約定値段又は約定数値として行われるものとする。

5 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和7年5月26日以後の当社が定める日から施行する。

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(日中取引証拠金所要額)</p> <p>第20条の3 日中取引証拠金所要額は、日中リスク再計算額に日中先物取引差金相当額及び日中オプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する区分口座(第46条の3第1項第1号に規定する区分口座を除く。以下この条、第22条、第23条の2、第23条の3及び第24条の2において同じ。)ごとの担保超過リスク額を合計した額及び第9条の2第1項に定める事前割増額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日中先物取引差金相当額</p> <p>先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする</p> <p>a 次の(a)から(d)までに定める額を合計した額</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 商品先物取引について、その取引日の夜間立会及び日中立会のうち午前11時までに行われた自己の計算による商品先物取引(当該取引日の午前11時までに行われたJ-NET取引を含む。)について、その約定値段(限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引にあつては、約定数値)と日中清算値段(限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引にあつては、日中清算数値)との差に相当する額</p> <p>b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の清算値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引、金利先物取引、指数先物取引、限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引にあつては、清算数値)と日中清算値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引、金利先物取引、指数先物取引、</p>	<p>(日中取引証拠金所要額)</p> <p>第20条の3 日中取引証拠金所要額は、日中リスク再計算額に日中先物取引差金相当額及び日中オプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する区分口座(第46条の3第1項第1号に規定する区分口座を除く。以下この条、第22条、第23条の2、第23条の3及び第24条の2において同じ。)ごとの担保超過リスク額を合計した額及び第9条の2第1項に定める事前割増額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日中先物取引差金相当額</p> <p>先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。</p> <p>a 次の(a)から(d)までに定める額を合計した額</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 商品先物取引について、その取引日の夜間立会及び日中立会のうち午前11時までに行われた自己の計算による商品先物取引(当該取引日の午前11時までに行われたJ-NET取引を含む。)について、その約定値段と日中清算値段との差に相当する額</p> <p>b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の清算値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引、金利先物取引及び指数先物取引にあつては、清算数値)と日中清算値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引、金利先物取引及び指数先物取引に</p>

限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引にあつては、日中清算数値)との差に相当する額

(3)・(4) (略)

(緊急取引証拠金所要額)

第22条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計した額及び第9条の2第1項に定める事前割増額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 先物取引差金相当額

先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a 次の(a)から(d)までに定める額を合計した額

(a)～(c) (略)

(d) 商品先物取引について、その取引日の夜間立会及び日中立会のうち午後1時までに行われた自己の計算による商品先物取引(当該取引日の午後1時までに行われたJ-NET取引を含む。)について、その約定値段(限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引にあつては、約定数値)と緊急清算値段(限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引にあつては、緊急清算数値)との差に相当する額

b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の清算値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引、金利先物取引、指数先物取引、限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引にあつては、清算数値)と緊急清算値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引、金利先物取引、指数先物取引、限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引にあつては、緊急清算数値)との差に

あつては、日中清算数値)との差に相当する額

(3)・(4) (略)

(緊急取引証拠金所要額)

第22条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計した額及び第9条の2第1項に定める事前割増額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 先物取引差金相当額

先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。

a 次の(a)から(d)までに定める額を合計した額

(a)～(c) (略)

(d) 商品先物取引について、その取引日の夜間立会及び日中立会のうち午後1時までに行われた自己の計算による商品先物取引(当該取引日の午後1時までに行われたJ-NET取引を含む。)について、その約定値段と緊急清算値段との差に相当する額

b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の清算値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引、金利先物取引及び指数先物取引にあつては、清算数値)と緊急清算値段(国債証券先物取引に係る現金決済先物取引、金利先物取引及び指数先物取引にあつては、緊急清算数値)との差に相当する額

相当する額

(3)・(4) (略)

(3)・(4) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和7年5月26日以後の当社が定める日から施行する。

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(商品先物取引の清算値段)</p> <p>第21条 業務方法書第73条の31の3に規定する当社が定める清算値段(限月現金決済先物取引(指定市場開設者が定める限月現金決済先物取引をいう。以下同じ。)<u>及び限日現金決済先物取引(指定市場開設者が定める限日現金決済先物取引をいう。以下同じ。)</u>にあつては、清算数値。以下同じ。)は、次の各号に掲げる商品先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 限月現金決済先物取引</p> <p>a <u>限月現金決済先物取引(次のbに掲げるものを除く。)</u> 取引最終日が属する月を同一とする現物先物取引(取引の対象とする金融商品を同一とするものに限る。)の限月取引に係る清算値段</p> <p>b <u>上海天然ゴム先物取引の価格(指定市場開設者が定める上海天然ゴム先物取引の価格をいう。)</u>を対象とする限月現金決済先物取引 当該取引日の限月現金決済先物取引の約定数値(ストラテジー取引による約定数値を除く。以下このbにおいて同じ。)のうち午後3時30分から指定市場開設者が定める日中立会の終了時までの間における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該最終の約定数値がない場合又は当該取引日の立会における約定数値を清算数値とすることが適当でないと認める限月取引については、当日の立会の呼値の状況等を勘案して、当社が定める数値とする。</p> <p>(4) <u>限日現金決済先物取引</u> 指定市場開設者が定める理論現物価格とす</p>	<p>(商品先物取引の清算値段)</p> <p>第21条 業務方法書第73条の31の3に規定する当社が定める清算値段は、次の各号に掲げる商品先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 限月現金決済先物取引 取引最終日が属する月を同一とする現物先物取引(取引の対象とする金融商品を同一とするものに限る。)の限月取引に係る清算値段</p> <p>(新設)</p>

る。

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和7年5月26日以後の当社が定める日から施行する。

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等)</p> <p>第2条の5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 取引証拠金規則第20条の4に規定する当社が定める日中清算値段のうち商品先物取引に係る日中清算値段(限月現金決済先物取引(指定市場開設者が定める商品先物取引に係る限月現金決済先物取引をいう。以下同じ。))及び限日現金決済先物取引(指定市場開設者が定める限日現金決済先物取引をいう。以下同じ。))にあつては日中清算数値。以下同じ。)は、次の各号に掲げる商品先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 限月現金決済先物取引</p> <p>a <u>限月現金決済先物取引(次のbに掲げるものを除く。)</u></p> <p><u>取引最終日が属する月を同一とする現物先物取引(取引の対象とする金融商品を同一とするものに限る。)</u>の限月取引に係る日中清算値段とする。</p> <p>b <u>上海天然ゴム先物取引の価格(指定市場開設者が定める上海天然ゴム先物取引の価格をいう。以下同じ。)</u>を対象とする限月現金決済先物取引</p> <p><u>各取引日の限月現金決済先物取引の約定数値(ストラテジー取引による約定数値を除く。以下このbにおいて同じ。)</u>のうち午前10時45分から午前11時までの間における立会による最終の約定数値とする。ただし、<u>当該最終の約定数値がない場合又は当該約定数値を日中清算数値とすることが適当でないと認める場合には、午前11時までの呼値の状況等を勘案して当社がその都度定</u></p>	<p>(日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等)</p> <p>第2条の5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 取引証拠金規則第20条の4に規定する当社が定める日中清算値段のうち商品先物取引に係る日中清算値段は、次の各号に掲げる商品先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 限月現金決済先物取引</p> <p><u>取引最終日が属する月を同一とする現物先物取引(取引の対象とする金融商品を同一とするものに限る。)</u>の限月取引に係る日中清算値段とする。</p>

める数値とする。なお、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日(当該取引最終日の終了する日の翌日に、Shanghai Futures Exchangeが開設する外国金融商品市場において取引されている天然ゴムを対象とした商品先物取引に類似の取引について最終清算値段を算定されていない場合において、当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。以下第4条第3項第2号において同じ。))においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の日中清算数値とする。

(3) 限日現金決済先物取引

各取引日の限日現金決済先物取引の約定数値のうち日中清算数値算出時の直前における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該約定数値がない場合には、直前の取引日の清算数値とする。

4・5 (略)

(緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用)

第4条 (略)

2 (略)

3 取引証拠金規則第23条に規定する当社が定める緊急清算値段のうち商品先物取引に係る緊急清算値段は、次の各号に掲げる商品先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1) (略)

(2) 限月現金決済先物取引

a 限月現金決済先物取引(次のbに掲げるものを除く。)

取引最終日が属する月を同一とする現物先物取引(取引の対象とする金融商品を同一とするものに限る。)の限月取引に係る緊急

(3) 限日現金決済先物取引

各取引日の限日現金決済先物取引の約定値段のうち日中清算値段算出時の直前における立会による最終の約定値段とする。ただし、当該約定値段がない場合には、直前の取引日の清算値段(取引開始日における限月取引にあっては、取引最終日が最も近い限月取引の清算値段)とする。

4・5 (略)

(緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用)

第4条 (略)

2 (略)

3 取引証拠金規則第23条に規定する当社が定める緊急清算値段のうち商品先物取引に係る緊急清算値段は、次の各号に掲げる商品先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1) (略)

(2) 限月現金決済先物取引

取引最終日が属する月を同一とする現物先物取引(取引の対象とする金融商品を同一

清算値段とする。

b 上海天然ゴム先物取引の価格を対象とする限月現金決済先物取引

各取引日の限月現金決済先物取引の約定数値(ストラテジー取引による約定数値を除く。以下このbにおいて同じ。)のうち午後0時45分から午後1時までの間における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該最終の約定数値がない場合又は当該約定数値を緊急清算数値とすることが適当でないと認める場合には、午後1時までの呼値の状況等を勘案して当社がその都度定める数値とする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の緊急清算数値とする。

(3) 限日現金決済先物取引

各取引日の限日現金決済先物取引の約定数値のうち緊急清算数値算出時の直前における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該約定数値がない場合には、直前の取引日の清算数値とする。

4・5 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和7年5月26日以後の当社が定める日から施行する。

とするものに限る。)の限月取引に係る緊急清算値段とする。

(3) 限日現金決済先物取引

各取引日の限日現金決済先物取引の約定値段のうち緊急清算値段算出時の直前における立会による最終の約定値段とする。ただし、当該約定値段がない場合には、直前の取引日の清算値段(取引開始日における限月取引(指定市場開設者が定める限月取引をいう。以下この条において同じ。))にあつては、取引最終日が最も近い限月取引の清算値段)とする。

4・5 (略)

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表1 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率				別表1 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率			
1 (略)				1 (略)			
2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号の3までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。				2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号の3までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。			
清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率	清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
(略)				(略)			
業務方法書第3条第2項第6号の2に掲げる商品先物取引	(略)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務（注3）について、1取引単位につき 2円 (注4)	業務方法書第3条第2項第6号の2に掲げる商品先物取引	(略)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務（注3）について、1取引単位につき 2円 (注4)
		最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、1取引単位につき 14円			最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、1取引単位につき 14円
	上海天然ゴム先物取引	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務（注3）について、1取引単位につき 9円 (注4)				(新設)
		最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、1取引単位につき 68円				
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(注1)～(注6) (略)				(注1)～(注6) (略)			

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和7年5月26日以後の当社が定める日から施行する。